

# 令和8年度 介護保険 保険料納入通知書（暫定賦課）について

令和8年度の年間保険料が決定しましたのでお知らせします。

※介護保険料は、今年度の世帯の市民税課税状況や前年のご本人の収入によって決められています。

※8月から納付していただく保険料は、今回決定した年間保険料から暫定の保険料分（第1期・第2期）を差し引いた金額となります。保険料の計算内容は、通知書に記載されていますのでご確認ください。

※口座振替の手続きがお済みの方は、各納期限に指定の口座から保険料が引き落とされます。

## ○所得段階別保険料

※基準額（月額）5,600円

所得段階	対象となる方		保険料	
			割合	年額（円）
第1段階	○生活保護を受給している方 ○市民税非課税世帯の方で、老齢福祉年金受給者又は本人の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計が82.65万円以下の方		基準額×0.285	19,152
第2段階	本人が市民税非課税世帯	本人の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計が82.65万円を超え120万円以下の方	基準額×0.485	32,592
第3段階		本人の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計が120万円を超える方	基準額×0.685	46,032
第4段階		本人の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計が82.65万円以下の方	基準額×0.90	60,480
第5段階 （基準額）	本人が市民税課税世帯	本人の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計が82.65万円を超える方	基準額×1.00	67,200
第6段階		本人の「合計所得金額」が120万円未満の方	基準額×1.20	80,640
第7段階		本人の「合計所得金額」が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	87,360
第8段階		本人の「合計所得金額」が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	100,800
第9段階		本人の「合計所得金額」が320万円以上430万円未満の方	基準額×1.70	114,240
第10段階		本人の「合計所得金額」が430万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	127,680
第11段階		本人の「合計所得金額」が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	141,120
第12段階		本人の「合計所得金額」が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	154,560
第13段階	本人の「合計所得金額」が720万円以上の方	基準額×2.40	161,280	

※介護保険制度の見直しにより保険料額が変更になることがあります。

※合計所得金額・・・税法上の前年の収入金額から必要経費等に相当する額を控除した所得金額（各種所得控除・繰越控除前）の合計です。第1～5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

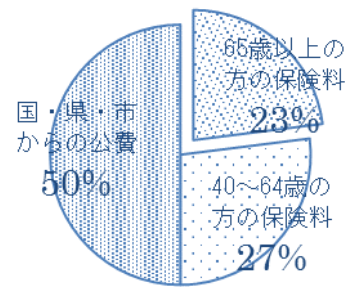
※課税年金収入額・・・税法上課税対象となる公的年金（国民年金、厚生年金など）の収入をいい、課税対象とならない年金（遺族年金、障害年金など）は含まれません。

※世帯・・・原則として4月1日現在の住民票上の世帯。ただし、年度途中で転入された場合や65歳に到達した場合は、それぞれ転入日・到達日現在の世帯となります。

※令和7年度に税法が改正され、給与収入が55万1千円以上190万円未満の方の給与所得控除の最低保証額が、55万円から65万円に引き上げられました。これにより、令和8年度の合計所得金額が減少する場合がありますが、介護保険料を算定する際の合計所得金額や課税・非課税の判定は、税法が改正される前の基準に基づいて行っております。

## ○介護保険の財源

介護保険の財源は、40歳以上の方に納めていただく保険料と公費で、半分ずつの構成となっています。このうち65歳以上の方の保険料が23%を占めており、大切な財源となっています。介護が必要となったときに、誰もが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。



## ○納付方法について

### ★今年度の納期限について

期別	納期限	期別	納期限
第1期	令和8年4月30日	第4期	令和8年11月2日
第2期	令和8年6月30日	第5期	令和8年12月25日
第3期	令和8年8月31日	第6期	令和9年3月1日

※今回送付した通知書は、第3期以降分となります

### ★介護保険料の納付方法について（普通徴収と特別徴収）

この通知書が届いた方は、普通徴収（納付書または口座振替での納付）ですが、原則、年金が年額18万円以上の方は特別徴収（年金天引き）の対象となります。（特別徴収への切り替えは自動的に行われます。）ただし、年額18万円以上でも次のような場合には、特別徴収に切り替わるまで普通徴収となります。

- 65歳（第1号被保険者）になったばかりの場合
- 他市町村から転入した場合
- 年度途中で年金の受給が始まった場合
- 申告の修正などで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差止になった場合
- など

※年度途中で特別徴収へ切り替わる場合には、別途通知いたします。

### ★介護保険料の納付は、便利で安心な「口座振替」で！

口座振替による保険料納付は、手間がかからず便利で安心です。

口座振替による納付をご希望の方は、

- ① 金融機関の通帳など口座番号のわかるもの
- ② 通帳の届出印

を用意して、口座をお持ちの指定金融機関窓口（通知書裏面をご参照ください。）でお申し込みください。



## ○保険料を納めないでいると・・・

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられることがあります。保険料は納め忘れのないようにしましょう。

### ① 1年以上滞納

サービスを利用したときの費用全額を、利用者がいったん自己負担し、その後申請により保険給付分が支払われる形となります。

### ② 1年6か月以上滞納

保険給付の払い戻しが一時的に一部または全部差し止められます。さらに滞納が続くと、保険給付分が滞納していた保険料に充てられることもあります。

### ③ 2年以上滞納

サービスを利用した時の利用者負担が3割（元々3割の場合は4割）に引き上げられ、高額介護サービス費等が支給されなくなります。

## ○納付が難しい場合

災害などの特別な事情があると認められたときには、保険料の減免や徴収猶予が受けられる場合があります。納付が難しいときには、まずは窓口までご相談ください。